

別添資料 1 - 1 用語の定義	
用語	内容
事業名称及び範囲に関する用語	
横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業	入札公告に示される特定事業を示し、以下の各業務を行う。 ①本施設等の施設整備業務 ②本施設等の維持管理業務 ③本施設等の運営業務
本事業	事業契約書等及びPFI法に基づいて実施する横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業をいう。
本件工事	本施設の建設工事及び既存建物等の解体撤去業務のそれぞれ及びその総称をいう。
要求水準	事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項をいう。
業務要求水準書	国が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいう。
別添資料	業務要求水準書の内容を具体的に示した設定条件に関する資料であり、業務要求水準書の一部である。
参考資料	業務要求水準書の内容を検討する際の資料であり、参考に示すものである。
敷地及び施設部位に関する用語	
事業敷地	横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業 事業契約書（案）の鑑に記載されている事業場所である敷地をいう。
本施設等敷地	事業敷地のうち、本施設等に利用する敷地を区分け特定する場合に用いる。
民間収益事業敷地	事業敷地のうち、民間収益事業に利用する敷地を区分け特定する場合に用いる。
水際線プロムナード	事業敷地南側に隣接する歩道状の公園（赤レンガパークの一部）をいう。
本施設	新たに整備する施設のうち、主に入居官署の専用部及び共用部（新設付帯施設を除く機能上必要な部分）を配置した建築物、並びに当該建築物に付帯する建築設備及び工作物の部分をいう。
新設付帯施設	官用車庫、来庁者用駐車場、官用自転車置場、来庁者用駐輪場、その他事業者提案にて設置する付帯施設をいう。
官用車	国が直接調達し、公用として用いる車両をいう。
官用車庫	新設付帯施設のうち、官用車の駐車場をいう。
来庁者用駐車場	新設付帯施設のうち、来庁者用の駐車場をいう。
官用自転車置場	新設付帯施設のうち、官用自転車の駐輪場をいう。
来庁者用駐輪場	新設付帯施設のうち、来庁舎の自転車、原動機付自転車、自動二輪者、等のための駐輪場をいう。

用語	内容
外構	植栽、舗装及び工作物（門、囲障及び擁壁等）をいう。
本施設等	本施設、外構及び新設付帯施設をいう。
横浜税関分関	本事業で解体撤去する既存横浜税関分関をいう。
横浜第一港湾合同庁舎	本事業で解体撤去する既存横浜第一港湾合同庁舎をいう。
地中障害物等	本事業で解体撤去する既存配管等の地中の障害物をいう。
埋蔵文化財	本事業で発掘調査等を行うものをいう。
既存建物等	本事業にて解体撤去する横浜税関分関、横浜第一港湾合同庁舎、地中障害物、埋蔵文化財、現に事業敷地に存する外構をいう。
接地階	建築基準法の階に係らず、本施設等敷地から直接的にアクセスが可能な階をいう。
専用階段	共用部の階段で、特定の職員と緊急時のみに使用が限定されるものをいう。
主玄関	職員、来庁者等が出入する本施設の主要な出入口をいう。
通用口	主玄関以外の本施設の出入口をいう。
最終退館口	通用口の内、開庁時間以外の時間に職員、その他職員、来庁者等が出入する出入口をいう。
要求水準書全般に関する用語	
事業者	基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。
入札参加者	第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者をいう。
入居官署	業務要求水準書に定める本施設に入居する国の機関の総称をいう。
職員	本施設における公共サービスの提供に携わる入居官署の職員をいう。
その他職員	職員以外の国の職員をいう。
一般来庁者	主に本施設の公共サービスの提供を受けることを目的とした者をいう。
納入業者等	国の業務に必要な資材、サービスを届ける業者等をいう。

用語	内容
その他来庁者	来庁者のうち、一般来庁者、納入業者等以外の者をいう。
来庁者	本施設等を訪れる一般来庁者、納入業者、その他来庁者をいう。
業務従事者	事業者のもとで維持管理・運營業務に従事している者をいう。
維持管理担当者	業務従事者のうち、建築設備運転監視・点検保守業務に従事する者をいう。
来庁者等	来庁者及び業務従事者をいう。
施設管理機能	施設運営、保全業務の支援及び各種情報提供を行うため、中央監視装置内のデータやオペレーターの入力データを蓄積・演算して表示及び印字ができる機能をいう。
保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
保全	建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすることをいう。
劣化	建築物等の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。
日常清掃	日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。
定期清掃	月単位、年単位に長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。
点検	建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
修繕	建築物等の劣化した部分もしくは部材又は低下した性能もしくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
改修	建築物等の性能・機能を改善することをいう。
緊急事態	災害、事件、事故、故障が生じる事態並びにこれら又はその他に起因して行政機能もしくは庁舎機能に支障を来す事態をいう。
緊急時	緊急事態が生じる又は生じている状況をいう。
管理官署	合同庁舎内にあつて、庁舎全体の管理を行う部署をいう。国側の窓口として事業者の維持管理・運營業務について、業務依頼、業績監視等を行う。
開庁日	開庁日以外の日をいう。
閉庁日	行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定された行政機関の休日をいう。
開庁	本施設の主玄関を開いている状態をいう。

用 語	内 容
閉庁	本施設の主玄関を閉じている状態をいう。
災害対策関連システム等	国が別途整備する、災害時に活用するモニタ、FAX、無線等のシステム一式をいう。
消火設備	「消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）」に規定する消火設備並びに「公共施設建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）」第5編第6章消火設備に規定する消火設備をいう。